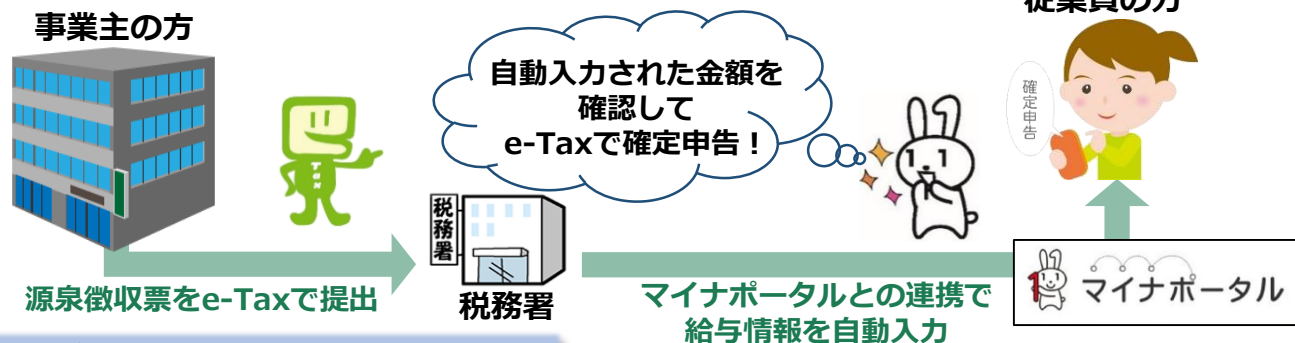


事業主の皆さまへ/

給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

※画面は令和6年5月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へログイン

➤ e-Taxホームページへアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

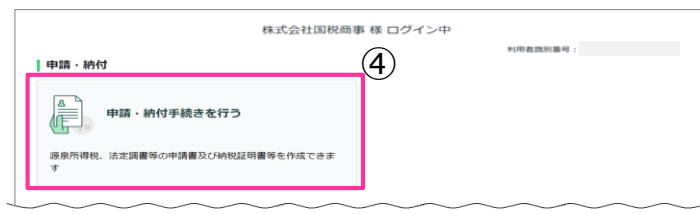
➤ 右上部①「ログイン」を押下

➤ ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

※ e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。



➤ ログイン後、④「申請・納付手続きを行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。



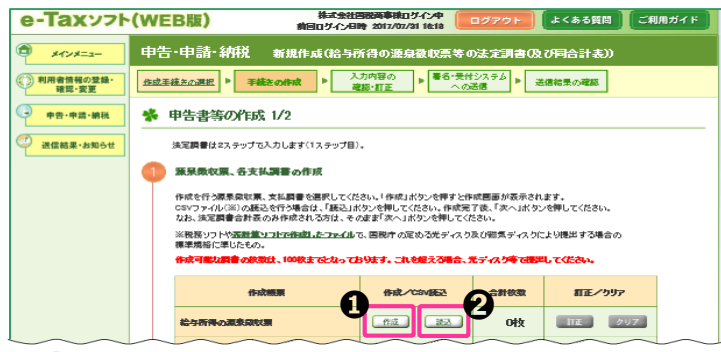
STEP ② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



❗ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

❗ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。



(eLTAXホームページ)

書かない✎確定申告！

確定申告はマイナンバーカードでe-Tax

空いた時間に
スマホで
サクっと♪



e-Taxの5つのメリット



自宅から
申告可能



24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



申告内容をいつでも
データで確認可能

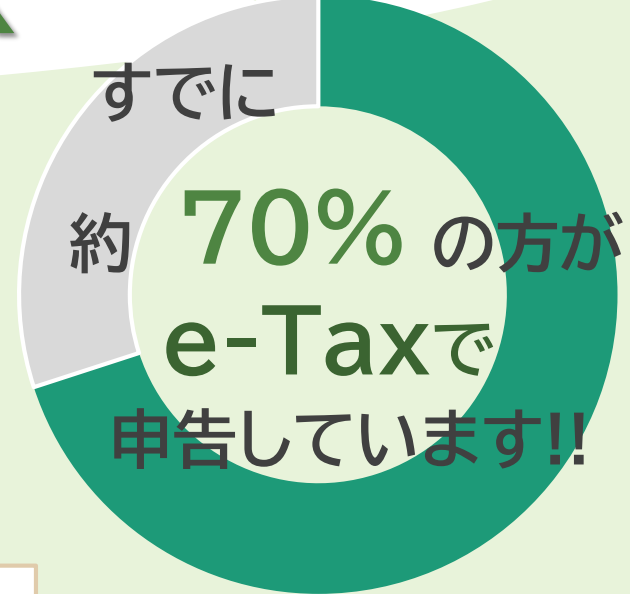


添付書類
提出不要
※一部の書類を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



👉 e-Taxに必要なものはたったこれだけ！

✓ マイナンバーカード



✓ スマホ



スマホにマイナポータルアプリをインストール♪



マイナンバーカードを利用し
た確定申告の案内はこちら

👉 確定申告書等作成コーナーなら、
金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！
申告書はそのまま**e-Tax**で送信



作成コーナーはこちら

👉 さらに**マイナポータル連携**で
給与情報や控除証明書等のデータが**自動入力**でき、
控除証明書等の**書面の管理や保管も不要！**

集計や入力の
手間が不要♪

※ ご利用には事前準備が必要です。事前準備は余裕をもってお早めに！



マイナポータル連携
の詳細はこちら



事前準備の詳細
はこちら



確定申告がさらに便利に！

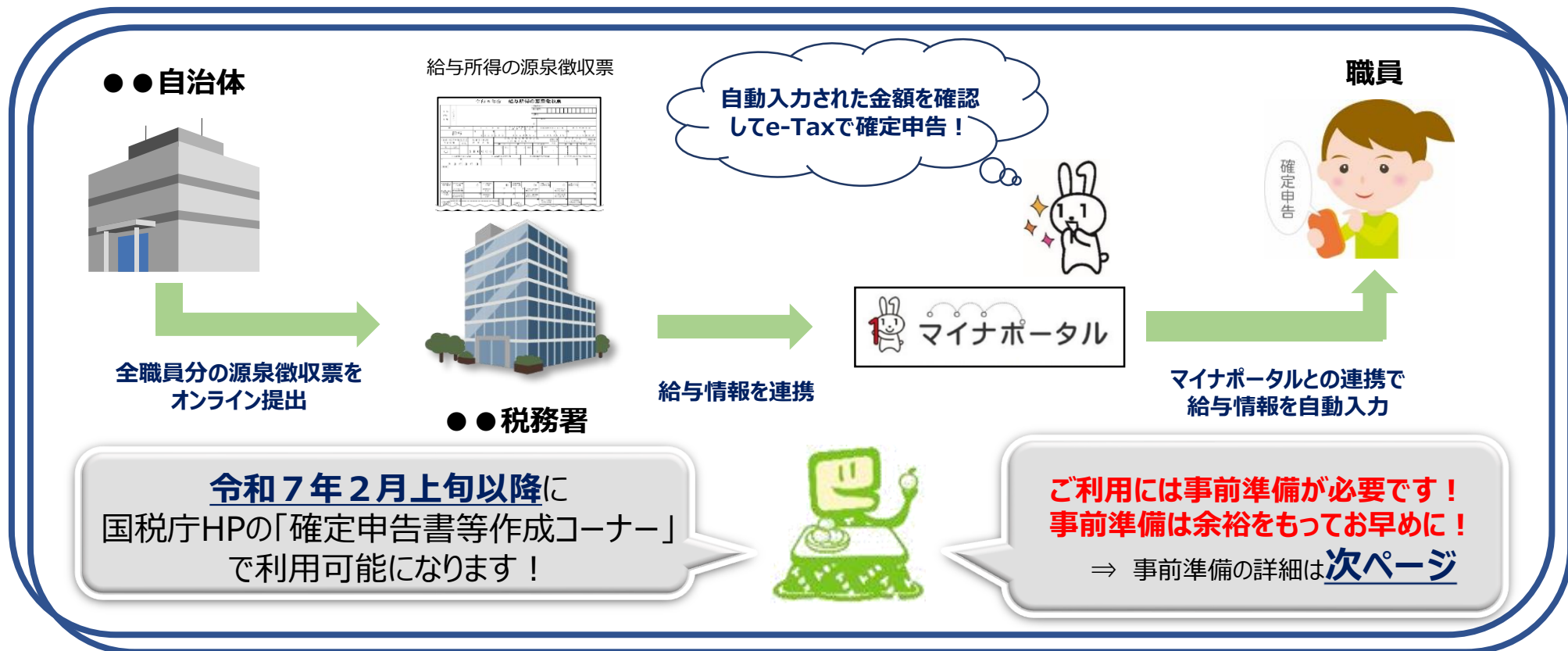
給与の源泉徴収票の情報が マイナポータル連携で自動入力されます！

添付書類の提出不要！
集計・入力の手間いらず！



令和6年2月（令和5年分確定申告）からオンライン提出された全ての「**給与所得の源泉徴収票**」の**情報（給与情報）**がマイナポータルに連携され、所得税の確定申告書を作成する際、**給与情報が自動で入力**されるようになりました。

※ 職員の方が国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。



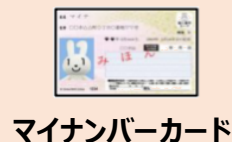
確定申告はマイナンバーカードを利用したe-Taxをご利用ください！



マイナポータル連携を利用すれば、**さらに便利に**確定申告書の作成・送信をすることができますので、
確定申告をする際は是非、**スマホとマイナンバーカード**を利用した**ご自宅からのe-Tax申告**を
お願いします。

マイナポータル連携を利用するために必要なもの

- ① マイナンバーカードとパスワード
 - ・ 利用者証明書用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - ・ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字～16文字）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ



マイナンバーカード
読取対応のスマホ



マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備

※**手順に時間がかかる場合がありますので、お早めの準備をお願いします**

STEP 1

マイナポータルアプリのダウンロード

【ダウンロードはこちらから】



【iPhone】



【Android™】



STEP 2

マイナポータルで利用者登録（初回のみ）

【登録はこちらから】



【登録方法はここから】



【iPhone】



【Android™】

STEP 3

マイナポータルの「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

【事前準備はこちらから】



- ・ 証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します。
- ・ 取得したい証明書等のうち、「給与」を選択する。

STEP 4

マイナポータルとe-Taxを連携した上で、e-Taxマイページ「本人確認／情報取得希望」の登録（初回のみ）

【登録方法はここから】



- ・ マイナポータルから給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となった場合、e-Taxのメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票イメージが格納されております。

準備完了

確定申告書の作成開始

【確定申告書等作成コーナーはこちらから】



- ※ 各STEP実施済みの場合は作業不要です。
- ※ iPhoneは、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ※ Androidは、Google LLCの商標または登録商標です。

【参考】マイナポータル連携に係る事前準備（全体図）



事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画一覧

事業者全般向け



○突き出し広告：「日々の業務をデジタル化で効率UP！」

[「日々の業務をデジタル化で効率UP！」（PDF/710KB）](#)



○リーフレット：「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」

[「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」（PDF/369KB）](#)



○動画：「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」
（PR 動画 30 秒）クラウド会計ソフトやデジタルインボイスのメリットを分かりやすく紹介

[動画を見る](#)（外部サイト（YouTube）へリンクします。）



中堅・大企業向け



○動画：「デジタルインボイスの基本」（デジタルインボイスの仕組みやメリットをわかりやすく紹介）※ EIPA（デジタルインボイス推進協議会）作成

[動画を見る](#)（1分 ver）（外部サイト（YouTube）へリンクします。）



[動画を見る](#)（2分 ver）



中小事業者・個人事業者向け



○動画：「中小企業のクラウド会計・AI-OCR 導入事例」（Web-TAX TV 8分）

[動画を見る](#)（外部サイト（YouTube）へリンクします。）



官 総 7 - 39

令和6年11月15日

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三 様

国税庁総務課長
原 田 一 寿
(官印省略)

令和6年分確定申告期における閉庁日対応について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当庁では、令和6年分確定申告期におきましても、下記のとおり閉庁日対応を実施することとしましたので、貴団体及び傘下各団体に対し、本施策に関する周知をお願いいたします。

記

1 閉庁日対応を実施する税務署等

別紙のとおり

2 閉庁日対応を実施する日

令和7年3月2日（日）

また、確定申告電話相談センターについても、令和7年3月2日（日）に閉庁日対応を実施

3 対応業務

確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談

（注）電話相談については、基本的に確定申告電話相談センターで対応

国税局(所)	都道府県	令和7年3月2日の日曜日に閉庁日に対応する税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）
	山形県	【山形】
	福島県	【福島】
関東信越国税局	茨城県	【土浦】・竜ヶ崎 合同会場（水戸・日立・太田）
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・【川口】・西川口・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（浦和・大宮）
	新潟県	【新潟】
	長野県	【長野】
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏
	東京都	四谷・新宿・【中野】・杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（王子・荒川） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（江戸川北・江戸川南） 合同会場（立川・青梅）
	神奈川県	横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・ 相模原・厚木・大和 合同会場（鶴見・横浜中・保土ヶ谷）
	山梨県	甲府
	富山県	【富山】
	石川県	金沢
金沢国税局	福井県	福井
	岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南）
名古屋国税局	静岡県	合同会場（静岡・清水） 合同会場（浜松西・浜松東）
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（刈谷・西尾）
	三重県	【津】
	滋賀県	合同会場（大津・草津）
大阪国税局	京都府	宇治 合同会場（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）
	大阪府	豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・【富田林】・【門真】・東大阪 合同会場（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・ 東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南） 合同会場（堺・泉大津） 合同会場（岸和田・泉佐野）
	兵庫県	【姫路】・【尼崎】・明石・【伊丹】・【加古川】 合同会場（灘・兵庫・長田・須磨・神戸） 合同会場（西宮・芦屋）
	奈良県	合同会場（奈良・葛城）
	和歌山県	和歌山
	鳥取県	【鳥取】
広島国税局	島根県	【松江】
	岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）
	山口県	【山口】
高松国税局	徳島県	【徳島】
	香川県	【高松】
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）
	佐賀県	【佐賀】
	長崎県	【長崎】
熊本国税局	熊本県	【熊本西】・熊本東
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）
228署		

（注1）合同会場では、（ ）内の税務署管内の納税者の申告書の収受を行う。

（注2）【 】書きの税務署は、署外会場を示す。

令和6年2月1日

(令和6年6月17日更新)

(令和6年11月22日更新)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関するQ & A

- (問1) 今般の見直しの趣旨を教えてください。
- (問2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。
- (問3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。
- (問4) 金融機関や行政機関等から収受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。
- (問5) 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。
- (問6) 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。
- (問7) 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。
- (問8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(問 1) 今般の見直しの趣旨を教えてください。

(答) 国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

令和5年度のe-Tax利用率は、所得税申告で69.3%、法人税申告で86.2%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことといたしました。

(問 2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。

(答) 十分な周知期間を確保し、納税者の方や関係機関の方々に対して丁寧な周知・広報を行う必要があることを踏まえて、令和7年1月から取扱いを見直すこととしました。

(問 3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

(答) e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。

書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。

なお、申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をしていただきますようお願いします。

オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報の開示請求」、「申告書等の閲覧サービス」、「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することも可能です。

また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を

同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

（問４） 金融機関や行政機関等から収受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

（答） 国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明等を行い、「令和７年１月以降は、各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めない」ことを徹底するようお願いしてきたところです。

今後も、周知徹底に努めてまいります。仮に、令和７年１月以降においても、収受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種機関を把握した場合には、国税当局から個別に説明を行う予定です。

（問５） 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。

（答） 「充当申出書」については、令和６年１月から、PDF形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加しました。

また、令和６年11月から税理士等※が「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意向を入力の上、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱うこととしました。

※ 税理士等は、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

（参考） e-Taxホームページ「税理士及び税理士法人等向けのよくある質問」

[「税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか」](#)

（問６） 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。

（答） e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情

報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。

今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能になる予定です。

（令和7年1月対応予定）

また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です*。（令和7年5月対応予定）

※1 既に「委任関係の登録」を行っている税理士の方は、改めて「委任関係の登録」を行うことなく参照することができます。

※2 参照に当たっては、税理士の方の電子証明書による認証が必要となります。

※3 令和7年5月時点では、電子通知を希望した通知書等など、参照できない情報があります。

（参考）マイページの「各税目に関する情報」で確認できる主な情報

【個人】（情報更新は年1回、例年1月中旬以降）※確認にはマイナンバーカードが必要

所得税：申告の種類（青・白区分）、電帳法に基づく届出書（又は承認申請書）、
予定納税額

消費税：「簡易課税制度選択届出」、「課税事業者選択届出」、「課税期間特例選択届出」の適用状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額

【法人】（情報更新は年1回、事業年度末からおおむね1か月以内）

法人税：申告の種類（青・白区分）、中間申告分の法人税額、中間申告分の地
方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、
電子申告義務の有無

消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申
告分の地方消費税額、申告期限の延長に関する事項・申告期限延長期
間、電子申告義務の有無

（問7） 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。

（答） 窓口等で申告書等を提出する場合は、職員に対し、リーフレットの交付を希望する旨を申し出てください。郵送等により申告書等を提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。

また、リーフレットの後日交付依頼や紛失した場合の再発行依頼があった場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットを交付します。

(問 8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(答) メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていただいておりますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等にご利用ください。

(参考) 当分の間交付するリーフレット

窓口用

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和●年●月●日

●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。



(以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。)

☐	年分	税	申告書
☐			
☐			
☐			

申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- **申告書等情報取得サービス（オンライン申請可）**
 - ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。
- **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**
 - ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。
 - ・ 写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）がかかります。
 - ・ 法人の申告書等には利用できません。
- **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）**

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
- **納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請可）**

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）がかかります。

郵送用(表)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



令和●年●月●日 ●●税務署

郵送用(裏)

(以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。)

☐	年分	税	申告書
☐			
☐			
☐			
☐			
☐			